

意見陳述書

2021（令和3）年5月21日

さいたま地方裁判所第5民事部合議係 御中

原告 ○○ ○○

1 はじめに

私が訴訟を起こして3年が経とうとしています。小学校教員の学校現場は今、益々病んでいます。

私は無賃残業の証拠として職員会議資料を提出してきました。しかし、今は、職員会議を通過することなく仕事が発生するケースが出てきました。先日は、私の机の上に置かれた紙に、5月14日までに指導訪問における指導案を提出するよう書かれていました。1つのメモ書きで10時間以上もの仕事が簡単に発生します。

2 労働基準法32条違反は仕方がないものなのか

学校長に対する証人尋問の中で、「子供の命と安全に関する仕事は、大切にしたい」というような発言がありました。「子供の命と安全に関する仕事」は、確かにとても大切です。しかし、だからといって教員に無定量的な労働をさせていいわけではありません。

労働基準法は、誰のための仕事かどうかを判断基準にしていません。仕事内容がいくら大切であったとしても、教員も一人の人間である以上、労働基準法が守られるように働かせることは最低限意識されなければなりません。このことを、第一に特別な思いを持って主張します。

3 労働基準法が遵守されていない理由

まず、学校長が労働基準法を理解していません。特に、労働基準法 32 条により 1 日 8 時間を超える労働をさせることはできないとされていますが、これが守られていません。休憩時間もしっかりと与えていません。学校長による労務管理システムは全く機能していません。そればかりか、学校長が勤務時間内に終わらない仕事を幾らでも命じることができるシステムが存在しています。

また、学校長を管理する立場である被告、埼玉県教育委員会教育長も、労働基準法を遵守させる意識に欠けています。

4 労働基準法違反である理由

超過勤務については、本来、勤務時間の割り振りを行わなければならないことになっていますが、学校長は、勤務時間の割り振りを適切に行っていません。そもそも、小学校の場合は、児童が 8 時登校 16 時下校で、8 時間学校で生活をします。教員の勤務時間は、児童と生活するだけで終了してしまいます。

また、労働基準法 34 条により、教員にも 45 分間の休憩時間を与えなければなりません。これも確保されていません。会議や研修等で休憩時間が奪われます。学校長は、証人尋問の席で、休憩時間に行事が入った時は別の日に調整を取るように伝えたと述べていました。休憩時間を与えなくても時間割り振りで調整すればよいと考えているようです。しかし、休憩時間はその日に必ず与えなければならないものであり、与えないことは労働基準法違反です。

以下は、裁判を通して私が感じたことです。

①学校長は、命じた仕事が勤務時間内に終わらなくても、仕事内容を吟味することなく、教員に対して時間外勤務を命じていないと言って済ませてしまっています。私が裁判を提起した後に、文部科学省から働き方改革における「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」が出されていますが、今もなお、仕事内容を吟味することなく、同じ姿勢です。

②私が、学校長から命じられた仕事が勤務時間内で終わらないと証拠を出して主張しても、学校長は仕事が勤務時間内に終わらないとは限らないと主張しています。

③第三者機関による検証がなされていません。労働基準法違反が存在したとしても、労働基準監督署のように違反行為を取り締まる機関がないのです。これでは労働基準法が遵守されるような環境にはなりません。

④被告は、教員には調整手当が支給されており、この手当が、時間外勤務を包括的に評価していると主張しています。わずか月額1～2万円の調整手当で、無制限の時間外勤務をさせることになります。

⑤被告は、教員の自由意思が強く拘束されるような形態で時間外勤務をさせなければ、労働基準法違反に当たらないと解釈しています。

5 教員にも労働基準法が適用されます。労働基準法をしっかりと遵守して欲しい。

労働させるという概念において、仕事を直接命じたかどうかは問題ではありません。その仕事が労働として存在しているかどうか問われるべきなのです。

この裁判は、教員の時間外労働が労働基準法上の労働時間に当たるか否かを問う裁判です。

仕事とは何か。働くとは何か。もう一度丁寧に考えて欲しいと私は思っています。

6 おわりに

私は教員の仕事から離れる年齢になりました。しかし、もし、私が生まれ変わったとしてもやはり教員という職業を選びたいと思っています。教員の仕事には魅力があります。人を創るという夢があります。

この4月も、次世代を担う教員が数々生まれました。そして、皆、たくさんの希望と夢を持って仕事に携わろうとしています。しかし、

現実には決められた仕事を時間内に終わらせることができずに、毎日毎日の仕事をこなすだけで精一杯です。長時間労働と無賃残業がずっと続いています。私は、今すぐにでもこの問題を解決して欲しいのです。

私は、教員の未来のために、子供たちの未来のために訴訟を起こしました。

次世代を担う教員には、一人一人がずっと思い描いてきた子供たちのための仕事を自由に考えさせて欲しいです。教員一人一人が自分で考え、自分で工夫する時間をもっともっと与えて欲しいです。

教員の仕事には夢があります。一人一人の教員が夢を抱けるように、一人一人に当たり前の時間を与えて下さい。

そのために、最低限守るべき労働基準法を遵守する世の中にして下さい。

これで、私の最後の主張を終わりにさせていただきます。

以上